

令和8年度 高浜町学生合宿誘致事業要項

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町におけるスポーツ・文化合宿の誘致を推進するため、町内でスポーツ・文化合宿を実施する団体(以下「助成対象団体」という)に対し、一定の条件に基づき、高浜町合宿誘致事業助成金(以下「助成金」という)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象団体)

第2条 この要綱に基づき交付する助成対象団体は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 福井県外に所在する高等学校、短期大学、専門学校または、大学の生徒または学生で構成される、運動系または文化系の団体(ゼミ・サークルを含む)(以下「合宿団体」という)であること。
- (2) 若狭高浜観光協会加盟の宿泊施設に20人泊以上する合宿であること。ただし、単に公式試合、イベントなどに参加出場するための合宿は対象外とする。
- (3) 他の助成制度を利用した合宿でないもの(県内市町実施分含む)。
- (4) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とする活動を行う団体でないこと。

(助成対象期間)

第3条 助成対象となる合宿の対象期間は令和8年4月15日から令和9年3月15日までとする。ただし、先着順に受付のうえ、予算の上限額に達し次第、申請受付を締切ることとする。

(対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、若狭高浜観光協会加盟の宿泊施設への宿泊費(以下「宿泊費」という)、および宿泊費助成を受けた合宿団体が、合宿期間中に福井県内での福井を知る取組みや地域住民等との交流を行った場合の経費(以下「地域交流費」という)とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、予算の範囲内において、次の各号の合算した額とする。

(1) 宿泊費

延べ宿泊者数に1,500円を乗じて得た額とし、1回の合宿1団体当たり15万円を限度とする。

(2) 地域交流費

参加人数に250円を乗じて得た額とし、1団体1回の地域交流活動当たり25,000円を限度とする。ただし、2泊以上の宿泊がある場合は2回まで申請可能とする。

※対象となる地域交流活動内容は別表のとおり

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付申請者は、(以下「申請者」という)は、合宿の開始日10日前までに、次に掲げる書類を(一社)若狭高浜観光協会(以下「会長」という)に提出しなければならない。

- (1)高浜町学生合宿誘致事業申請書(様式第1号)
- (2)事業計画書
- (3)参加者名簿(予定)
- (4)行程表(任意形式)

(助成金等の交付の決定及び通知)

第7条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは助成金の交付を決定し、高浜町学生合宿誘致事業決定通知書(様式第2号)(以下「通知書」という)により、申請者に通知するものとする。

(合宿の変更)

第8条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けた合宿の内容に変更があった場合は、合宿実施予定日までに、(一社)若狭高浜観光協会(以下「観光協会」という)に連絡を行い、交付の対象となるか確認しなければならない。

(合宿の中止)

第9条 申請者は、前条の交付決定及び通知を受けた合宿が中止となった場合、助成の条件を満たさなくなった場合又はその他の理由で合宿催行を中止する場合は、合宿実施予定日までに通知書により観光協会へ報告しなければならない。合宿の中止等の報告があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告及び補助金の請求)

第10条 助成金の交付決定を受けた申請団体は、合宿終了後 1 か月以内か、令和9年3月20日のどちらか早い日までに、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1)高浜町学生合宿誘致事業実績報告書(様式第3号)
- (2)事業報告書
- (3)参加者名簿
- (4)宿泊証明書
- (5)行程表(任意形式)
- (6)アンケート
- (7)地域交流活動報告書(様式第4号) ※地域交流活動を行った場合に限る
- (8)地域交流活動の証明となるもの(任意形式) ※地域交流活動を行った場合に限る
- (9)高浜町学生合宿誘致事業請求書(様式第5号)

(10)振込通帳のコピー

(交付金額の確定及び交付)

第11条会長は、前条の実績報告書を受けた場合においてその内容を審査し、適当と認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取り消し等)

第12条 会長は、詐欺その他不正の行為により助成金の交付を受けた者に対しては、交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

地域交流活動(別表)

項目	詳細	高浜町内の対象施設	提出書類
観光施設 の見学	【有料観光施設】 ・対象観光施設のみとする ・アミューズメント施設、公園、飲食店、土産店は対象外とする ・合宿の拠点となるスポーツ施設や文化施設、会議室等の利用は対象外とする	若狭高浜エルどらんど、中山寺、馬居寺、五色山公園匠の美術館、高浜町郷土歴史資料館	・地域交流活動報告書 ・対象施設の領収書 ・交流したことがわかる画像
	【無料観光施設】 ・無料観光施設の対象施設については、ガイド又は施設関係者に案内してもらう場合対象とする ・施設関係者や観光ガイド地元住民の案内をつける場合を対象とする	高浜町漁村文化伝承館、佐伎治神社、城山公園、日引の棚田等	・地域交流活動報告書 ・交流したことがわかる画像 ・SNSで活動内容をアップする
農林・ 漁業・ 自然体験	・対象観光施設のみとする ・無料の体験も助成対象とする	NO BEACH NO LIFE (海岸清掃活動) その他「高浜旅育旅行ナビ」に記載してある体験活動 「 https://wakasa-takahama.jp/kyoiku/experience/ 」	・地域交流活動報告書 ・対象施設の領収書(有料のみ) ・交流したことがわかる画像
スポー ツ・文化 団体との 交流・ 指導	・強化試合、交流試合(合同演奏会)の実施、地域住民等を対象としたスポーツ(文化)教室、講習会の開催等を対象とする	強化試合、交流試合、合同演奏会、スポーツ(文化教室)、講習会	・地域交流活動報告書 ・交流したことがわかる画像 ・強化試合、交流試合等の要項
イベント 参加等 地域住民 との交流	・伝統的なまつりや食や産業等のイベント、公衆入浴等、地域住民と学生団体が交流するものを対象とする	【イベントの例】 高浜町内で開催される観光誘客イベント、若狭高浜ひなまつり	・地域交流活動報告書 ・交流したことがわかる画像